お客さま各位

東京都千代田区大手町一丁目4番2号 丸紅新電力株式会社

電気需給約款 (低圧) 変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2021年10月1日より、電気需給約款(低圧)(以下「本約款」といいます。)の内容を以下の変更概要記載のとおり、一部変更致します。変更内容詳細については、別紙をご参照ください。なお、別紙記載の修正箇所以外の本約款の規定は従前どおりとします。

【変更概要】

- ① 当社各エリアのマリノスプランを終了致しました。併せて、同プランの終了に伴う形式的な修正をしています。2021年10月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているマリノスプランのお客さまについては、同年11月分の電気料金からプランSに自動的に切り替わります。但し、プランSへの切り替えによるお客さまの電気料金の変更はありません。
- ② 当社関西エリア、中国エリア、四国エリアの本約款第16条(供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第3項に定める電気料金の割引内容について、正確な表現に変更致します。
- ③ 当社四国エリアの本約款 別紙2 別表:燃料費調整単価算出係数等の注記内容について、他のエリアの 約款と表記を統一する修正を致します。
- ④ 当社中部エリアのプランS従量電灯B、レバンガプランS従量電灯B、シンフォニープランS従量電灯Bの30A以下の基本料金を変更致します。2021年10月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けている当社中部エリアのプランS従量電灯B、レバンガプランS従量電灯B、シンフォニープランS従量電灯B、及びマリノスプランS従量電灯Bのお客さまについては、同年11月分(2021年10月の検針日)の電気料金から変更後の電気料金を適用します(マリノスプランS従量電灯Bのお客さまについては、プランS従量電灯Bに切り替わり、上記適用開始日(2021年10月の検針日)から変更後の電気料金が適用されます)。

マリノスプランの終了に伴いプランSが適用されるお客さま、当社中部エリアのプランS従量電灯B、レバンガプランS従量電灯B、及びシンフォニープランS従量電灯Bのお客さまについては、適用開始日の14日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで、解約をすることができます。

以上



1. **効力発生**時期 2021年10月1日

2. 変更内容(下線部が変更、追記部分となります。)

附則第1項

(変更前)

本約款は、2020年11月1日から実施します。

なお、2020年11月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年12月分の電気料金から本約款を適用します。

(変更後)

本約款は、2021年10月1日から実施します。

なお、2021 年 10 月 1 日 より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年 11 月分の電気料金から本約款を適用します。

別紙3 契約種別および電気料金

(変更前)

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	プラン S 従量電灯 B
	プラン S 従量電灯 C
	レバンガプラン S 従量電灯 B
	レバンガプラン S 従量電灯 C
	シンフォニープラン S 従量電灯 B
	シンフォニープラン S 従量電灯 C
	マリノスプラン S 従量電灯 B
	マリノスプラン S 従量電灯 C
	プラン H 従量電灯 B
	プラン H 従量電灯 C
電力需要	プラン S 低圧電力
	レバンガプラン S 低圧電力
	シンフォニープラン S 低圧電力
	マリノスプランS低圧電力

(変更後)

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	プラン S 従量電灯 B
	プラン S 従量電灯 C
	レバンガプラン S 従量電灯 B
	レバンガプラン S 従量電灯 C
	シンフォニープラン S 従量電灯 B
	シンフォニープラン S 従量電灯 C
	プラン H 従量電灯 B
	プラン H 従量電灯 C
電力需要	プラン S 低圧電力
	レバンガプラン S 低圧電力
	シンフォニープラン S 低圧電力

(変更前、下線部は削除)

- 2. プラン S 従量電灯 B、レバンガプラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B、マリノスプラン S 従量電灯 B
 - (1) 適用範囲

(中略)

(c) お客さまにより応援を希望する団体が指定されていること (レバンガプラン S 従 量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B、マリノスプラン S 従量電灯 B の み本号を適用します。)。

(中略)

(4) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に定めるX円 (以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 12条 (電気料金の算定および支払条件等) 1項に定める算定期間 1月 (以下「1月」といいます。) につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 40 アンペア以下	1,089円00銭
契約電流 50 アンペア	1,375 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,661 円 00 銭

(変更後)

2. プラン S 従量電灯 B、レバンガプラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B

(1) 適用範囲

(中略)

(c) お客さまにより応援を希望する団体が指定されていること (レバンガプラン S 従 量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B のみ本号を適用します。)。

(中略)

(4) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に定めるX円 (以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 12条 (電気料金の算定および支払条件等) 1項に定める算定期間 1月 (以下「1月」といいます。)につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア以下	803 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,089円00銭
契約電流 50 アンペア	1,375 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,661 円 00 銭

(下線部を削除)

- 3. プラン S 従量電灯 C、レバンガプラン S 従量電灯 C、シンフォニープラン S 従量電灯 C、マリノスプラン S 従量電灯 C
 - (1) 適用範囲

(中略)

- (c) お客さまにより応援を希望する団体が指定されていること (レバンガプラン S 従 量電灯 C、シンフォニープラン S 従量電灯 C、マリノスプラン S 従量電灯 C の み本号を適用します。)。
- 6. プラン S 低圧電力、レバンガプラン S 低圧電力、シンフォニープラン S 低圧電力、マリノスプラン S 低圧電力
 - (1) 適用範囲

(中略)

(c) お客さまにより応援を希望する団体が指定されていること (レバンガプラン S 低 圧電力、シンフォニープラン S 低圧電力、マリノスプラン S 低圧電力のみ本号 を適用します。)。